

## 市民等の責務

第 3 条 市民等は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

（解説）

1. 本条は、市民等が果たすべき責務について規定したものである。
2. 「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
3. 「迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に自ら努める」とは、この条例で規定する迷惑行為をなくすため外出先で発生した空き缶等を持ち帰ることなどや、所有する土地等を清潔に保つよう努めること、日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺的生活環境を損なうことのないように努めること、自ら清掃活動を積極的に行うことなど、市民としての率先的な行動をとることをいう。
4. 「市がこの条例の目的のために実施する施策に協力」とは、「環境美化の日」など市が実施する事業へ協力することをいう。